

2-1 染織講社規約並施行細則(昭和6年2月起)

概要

染織講社改正規約 ・ 染織講社役職員旅費内規

主な内容

染織講社趣意書

(要約)染織に関する技術は世界各国を見ても極めて古く、我国においても原始時代に道が開いたと思われる。その後歴世文化の影響と洗練陶冶により発達し、また近代科学の進歩により機械がうまれたことで隆盛に至った。染織業は今や我国産業の主位を占め国家及び国民経済上きわめて重大な関係を有するに至った。その源は遠く神代の昔にあることは明らかで、我々は染織の道を拓きこれを後世万民に伝えた染織諸祖神の神恩の広さをおもわざるを得ない。特に本府に於ける産業は染織に関係するものが主軸を占め、直接また間接的にでもこの産業に頼って生活する者は地方に比べ実に多く、前記諸神の神恩を一層深く浴びていると考える。

それなのに京都には四季を通じ各神社の盛儀な祭事は数々あれど、未だ府民に最も関係の深い染織祖神に感謝の意を捧げるべき祭祀が無いのは遺憾であり、よって有志をつのり左記規約により染織講社の設立を発起し、毎年陽春の季節に染織祭を行い、我国染織諸祖神の御神徳を世に示し、恩の万分の一に報いようとするものである。どうか多くの賢人は奮って本講社の趣意に賛同し加盟いただき、もってこの期待の目的を達成しましょう。

祭神

天棚機姫神 天羽槌雄神

天日鷲神 長白羽神

津昨見神 保食神

栲幡千千姫命 呉織女(合祭)

漢織女(合祭)

染織講社規約(昭和6年2月16日設立)

第一条 本講社は染織講社と称す。

第二条 本講社は染織祖神の神徳を宣揚し敬神尊祖の美風を洒養するをもって目的とす。

第三条 本講社は前条の目的を達する為左の事業を行う

一、染織祭の举行

二、前項と関連する施設

第四条 本講社は本部を平安神宮内に置く

第五条 本講社は第二条の目的を翼賛する者をもってこれを組織す

第六条 本講社員を左の三部に分つ

第一部 染織業社の団体

第二部 染織と関係ある団体

第三部 特に本講社の事業を翼賛する者及びその団体

第七条 本講社に加盟せんとする者はその氏名(団体に在りては代表者の氏名及び団体員数)を記載したる書面によりその旨本会に申込むへし。前項の申込を受けたときは会長は評議員会の決議を経てその諾否を定む

第八条 本講社に左の役員を置く

会長 一名
副会長 一名
評議員 若干名
理事長 一名
常任理事 六名
理事 若干名

第九条 会長は京都市長、副会長は京都商工会議所会頭とす

評議員及び理事は会長これを委嘱す

理事長は京都市助役、常任理事は京都染物同業組合代表者、西陣織物同業組合代表者、日本染織見本市協同組合代表者、京都府商工水産課長、京都市産業部長、京都商工会議所事務課長をもってこれに充て会長委嘱とす

第十条 本講社に名誉会長及び顧問を置くことを得

名誉会長は京都府知事を推載し顧問は評議員会の承認を得て会長これを委嘱す

第十一条 会長は本講社を総理す

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理す

評議員は講社の機務に参与す

理事は会長の指揮を承け講務を処理す

第十二条 役員はすべて名誉職とす

第十三条 本講社の会議は評議員会及び理事会の二種とす

評議員会は毎年一月会長を招集す、但し臨時必要あるときはその都度これを招集す

理事会は会長に於いて必要と認めたるときこれを招集す

第十四条 評議員会及び理事会の議決事項左の如し

評議員会

- 一、規約の変更
- 二、予算の議決及び決算の承認
- 三、講務に関する報告の承認

理事会

- 一、事業の実行に関する事項
- 二、評議員会に附議すべき事項
- 三、会長に於て必要と認めたる事項

第十五条 本講社の経費は各講社員の分担拠出したるもの及び寄付金その他の収入をもってこれに充つ

第十六条 本講社の会計年度は暦年に依る

第十七条 本規約の施行に必要な細則は評議員会の議決を経て会長これを定む

※昭和 15 年 12 月 6 日改正す、本規約廃止 と赤字で記載されている。

染織講社紋章縁起書

(要約)

神大第四代の神「天下照姫命」と五代の神「木花咲邪姫命」は連れだつて野山をぶらぶらと歩いておられた時、どこからともなく二神の前に一羽の白鳥が草の葉を啜えて飛んできて躓き、足を腹にあて苦痛を訴えた。二神はそ

の様子を注視し多分腹痛ではないかと考え、白鳥が口に咥えていた草を自ら捻じり絞って鳥の口に含ませた。するとその葉草の汁は白鳥の羽に滴って瑠璃色になった。ほどなく白鳥の腹痛も治まり、二神に感謝して飛び去った。その後二神はあの草の汁が瑠璃色になった現象を不思議に思い、その草を集め絞って白布を染めたところ、非常に美しい青色になった。あの白鳥こそは天神の化身であり、この方法を授けようとしたための吉兆であったことが判明し、二神は天を仰いで拝まれた。この伝説により、鳥に葉を咥えさせた物である。

外円は天照大神すなわち太陽の象徴である。大神は日向の高千穂の宮に天から降りてこられた時、各種の神たちを伴われてた中で天日鷲命、津昨日命の二神は種まきをして木綿を作らせ、長白羽命は麻布を織らせ、天羽槌命は文布を織らせる身分の首長として降臨されたのである。

すなわちこれらの大御寶は天照大神に源を発し神々の力によって今日の繊維工業の発展を招いたのである。ゆえに大神はこの業の父であり母であるとも言い得られるのである。



染織講社紋章

◎昭和17年5月23日

本講社役職員旅費支給方法の件

(要約) 本講社役職員出張旅費支給に関しては本市旅費規定を準し支給すべきだが内規により支給する※判読不明箇所あり

本講社役職員出張費支給内規

- 一、会長、副会長、理事長、常任理事は市旅費規定一等相当額を支給す
- 二、●●中より委嘱の理事は市規定二等相当額その理事及び主事は市規定三等相当額を支給す
- 三、書記、委託事務員は市規定五等相当額を支給す
- 四、前各項以外の旅費支給に関しては市旅費規定に準じ支給するものとす

※別表あり